

【標題1】教育政策について

(1) 教育委員会の施策の方向性について (教育長)

(2) 部活動の交通費負担のあり方について (教育長)

【標題2】市役所旧本庁舎の安全性について

(1) 旧本庁舎の塔について (総務部長)

【実際の一般質問は一括と一問一答の併用なので、分かり易いように順番を前後して調整しました】

皆様こんにちは。

議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして「教育政策について」と、「市役所旧本庁舎の安全性について」の、2 標題についてお尋ねします。

1 教育政策について (1)教育委員会の施策の方向性について (教育長)

最初に、教育政策についてお尋ねします。

教育委員会所管の文化、スポーツ、社会教育、生涯学習を、市長部局へ移管する手続きが進められています。

この移管が実現した時には、竹鼻祭の山車などの伝統文化、各種スポーツ大会やスポーツ推進活動、生涯学習講座や社会教育に関連する行事などを市長部局が担当することにより、羽島市のまちづくり、地域づくりが、統一的、総合的、横断的に実施され、より一層充実した取り組みへと発展すると思います。

一方、いじめや不登校、発達障害、LGBTなど、児童生徒の個性の多様化、経済格差や学力二極化など子供達の実態の変化、また、地域や家庭の教育力の変化など、子供達を取り巻く状況は大きく変わってきています。

さらには、小学校の英語やGIGAスクール構想、加えて新型コロナウイルス感染症や熱中症、アレルギーへの対応などの取り組みもあります。

それに伴うより一層の教員の多忙化など、時代が進むと共に学校教育の課題は増える一方です。

学校教育の課題が増えれば、教育委員会の業務も増加します。ですから、教育委員会としては、この移管により所管事務が減ったという考え方ではなく、学校教育の発展充実に対する責任が何倍にも重くなったという考え方をすべきだと思います。

今までとは次元の異なる、大所高所に立ち、より専門的な知見に基づいた、深みのある指導力を発揮しなければならなくなった、のように考えるべきだと思います。

しかし、教育委員会事務局の学校教育担当の職員数に大きな変化はないようです。マンパワーが同じ中では、学校教育に対する新しい取り組みを増やしていくことは容易ではありません。ましてや、学校の業務が増えて学校現場の多忙化に拍車を掛けるようなことがあっては、本末転倒と言わざるを得ません。

では、教育長ご自身についてはどうでしょうか。恐らくは、担当分野の減少に伴って、会議も減り、挨拶も減り、文書処理も決裁も減るのではないのでしょうか。その減少した分を、教育長自ら積極的に、学校教育の充実のために取り組む時間に充てていただくようお願いいたします。

市長部局への一部事務移管が実現すれば、羽島市の学校教育に対して、教育長の豊富な経験と卓越した見識に基づくリーダーシップを、より一層発揮していただく環境が整うと思います。

むしろ、発揮して頂かなくてはならないと思います。それが今回の一部事務移管の狙いの一つでもあり、市民の期待するところだとも思います。

以上は、教育政策に関して質問するにあたっての意見ですが、いずれにしても市長部局への一部事務移管はこの議会で審議されますので、該当条例の成立に向けて努力したいと思います。

そこでお尋ねします。

来年度は、教育長ご自身の業務として、新しくどのようなことに取り組まれるのでしょうか。また、来年度の羽島市教育委員会の施策の特色も含めてご説明ください。

教育長答弁

当市では、令和2年3月に「第二次羽島市教育大綱」を策定し、教育の基本理念として「次代の羽島を創造する人づくり」を掲げたところです。今年度は、この教育大綱を踏まえ、4年度から7年度までの4年間に重点的に実施すべき施策を明らかにする、羽島市教育振興基本計画案の策定を進めているところです。施策の基本方向として、文化・価値の創造や志への挑戦・試みに繋がるような学びを一層推進してまいりたいと考えております。

一部事務の市長部局への移管が実現した場合には、教育総務課と学校教育課の二課体制で教育施策に取り組むこととなります。教育総務課においては、義務教育学校や小中一貫教育などの教育体制や、学校規模、学校施設などについて、将来の羽島市の学校像を市民とともに考えることを通して、新たな教育政策を検討・展開してまいりたいと思います。学校教育課においては、近年における就学前教育の重要性を鑑み、小中学校・義務教育学校の基盤となる幼児教育の充実や子育て支援に向けた取組みを推進してまいります。

教育長としましては、二課体制の利点を生かし、施策に対する直接的な指導・助言を行うことはもとより、「対話と発信、そして行動」をモットーに、一層、児童生徒や保護者、教職員や市民に近い場所で業務に当たってまいりたいと思います。具体的には、これまでも行ってきました市内児童生徒との直接対話や羽島市PTA連合会代表者会などへの参加に加え、今後は各校の学校運営協議会や中学校区の児童生徒・教職員の交流会への参加などを通して、多くの考えや意見に耳を傾けてまいりたいと考えております。

また、市内学校・幼稚園や行政の取組みを紹介する「教育委員会だより」の発行などを通して、学校教育の動向について情報発信を行うとともに、よ

り多くの市民に羽島の教育について関心を持っていただけるよう取り組んでまいります。

来年度、教育長が新しく取り組まれる業務について御答弁がありました。

市内の小中学校の先生は全員で約400人です。私の勝手な思いになりますが、例えば、1年間で半分の約200人、2年間かけて全員の先生と一対一で懇談されては如何でしょうか。全ての先生が1年置きに教育長と懇談するような事例は聞いたことがないので、もし実現できれば大きな評判になるとともに、先生方の気持ちも変化していくと思われれます。教育委員会事務局の職員や校長などの管理職を介することなく、現場の先生と教育長自身が、より密接に語り合えば語り合うほど、羽島の教育は発展充実していくと私は確信しています。

もしこのような取り組みが実現できれば、県内他市町村の先生へのPR効果も高いと思われ、結果的に優秀な教員が羽島市へ集まってくることに繋がります。優秀な教員が集まれば、羽島の学校教育の水準が高くなります。そうすれば、羽島の教育の質の高さが評判となり、若い子育て世代の定着、人口増にも繋がります。また、未来の羽島市を支える人材育成の効果もあります。

これは私の勝手な思いであり一つの例にすぎませんが、来年度は、教育長自身の新たな業務、羽島の教育を県内外にアピールできるような教育長独自の新しい業務に取り組んでいただきたいと思います。

そして、教育長が教員や市民へ羽島の教育をアピールするためには、情報通信機器の活用が今や必須です。教育長の情報発信によって、学校と市民や保護者の関係を近くし、羽島の学校教育に対する理解や信頼を深めるためのDXの推進、アプリの導入についてもよろしくお願いします。

私は、県教委勤務時に担当課長として幼稚園、保育園、小学校の連携を目指した岐阜県幼児教育アクションプラン「ぎふっこすこやかプラン」を推進しました。その時の経験を振り返ると、幼稚園、保育園と小学校との連携には困難な課題が多くありました。

多くの幼稚園、保育園は法人立、そして小学校は市町村立と設置者が異なります。そして、学校法人立幼稚園の設置認可と管理は文部科学省と岐阜県であり、社会福祉法人立保育園は、運営費は市町村から支弁されるものの設置認可と管理は厚生労働省と岐阜県です。一方、公立幼稚園と小学校の設置者は市町村で設置や管理は文部科学省と市町村教育委員会です。このように、幼稚園、保育園、小学校は、設置者が異なるだけでなく、運営費の支弁や設置管理の所管が、文部科学省、厚生労働省、岐阜県、市町村、市町村教育委員会と複雑に入り組んでいます。その結果、幼稚園、保育園、小学校を、子ども達の成長という視点から特定の組織が連続的、総合的に支援し助言するということが難しい状態となっています。

このような状況だからこそ、幼稚園、保育園、小学校の連携推進への取り組みが必要になるわけで、国においても「こども庁」創設を政策課題として取り上げています。

そこで、お尋ねします。

来年度の教育委員会の取り組みとして幼児教育について、現状の主な課題とそれに対する対策を含めて再度ご説明ください。

教育長答弁

幼児教育につきまして、現状の主な課題といたしましては、インクルーシブ教育の充実と関係機関等との連携・協力があげられます。

インクルーシブ教育の充実につきましては、羽島市内唯一の公立幼稚園として、発達の遅れが心配なお子さんや障がいのあるお子さんなどを受け入れております。一人ひとりの発達に応じた教育カリキュラムの作成をする必要があり、支援体制の改善と教員研修の更なる充実を図る必要性を感じております。

関係機関との連携・協力につきましては、発達支援センター「もも」との間に、特別に支援の必要なお子さんについて連携体制を築いております。小学校及び他の幼稚園や保育園との情報交流や協力関係については、今後、更に見直しを図り、他園の経営を学ぶとともに、幼稚園が小学校や地域と交流する機会を意図的に設け、小学校・義務教育学校への円滑な接続を図りたいと思っております。

これらの取り組みに加えて、家庭や保護者に対して子育てに関する情報を発信し、家庭教育学級等、学びの場を設けることが必要であると考えております。

昨日の同僚議員の質問に対する羽島市立西部幼稚園についての答弁を含め、教育長が、幼児教育の課題について明確に把握され、その解決に取り組もうとしていらっしゃる事が分かり、大変頼もしく思っています。よろしく申し上げます。

今回、市長部局への一部事務移管が実現すれば、それは羽島市の学校教育の発展充実にとってエポックメイキングなことであり、今回の教育長の答弁のような新しい取り組みを着実に実施し、羽島市の教育の新しい時代の幕開けに繋げていくべきと思っております。しかし、折角の素晴らしい取り組みでも、羽島市だけでなく県内外の先生や子育て世代に伝わらなければ宝の持ち腐れになってしまいかねません。そのためには、分かり易いキャッチコピーやスローガンが必要と思っておりますが、如何でしょうか。

近隣の市を含め多くの市が「教育立市」を唱えています。関西方面のある市は「ええとこのばし〇〇市」です。九州には「目指せ！教育日本一のまち！」もあります。

そこで教育長にお尋ねします。

これからの羽島市の教育を端的に表す、子育て世代や先生に向けたキャッチコピー、スローガンなどを何かお考えでしょうか。もしお考えならば、御紹介ください。

教育長答弁

本市教育の基本姿勢を象徴する新たなスローガンといたしましては、「笑顔で対話、心豊かに学び合う羽島の教育」を考えております。「まちづくりは人づくり人づくりは学びづくり」と言われるように、地域社会の存続基盤とも言える教育の根幹を成すのは、学校や家庭、地域社会における「心豊かな学び合い」であると考えております。

本年7月より、いじめに係る条例改正や教育振興基本計画案の策定にかかわって、市内各校の児童生徒と面談・対話を行ってまいりました。児童生徒からは、コロナ禍でもあり「担任の先生と絆を深めたい」「地域の方ともっと関わりたい」という意見に加えて、学校の授業について「さらに自分たちで計画して学習を進めたい」「タブレットを使っていろいろな勉強をして、考えを交流したい」といった主体的に学ぶことのよさや更なる意欲を示す意見も多々述べられています。

また、現在市内では、羽島GIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育や休日の中学校部活動の地域スポーツクラブへの移管、西部幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進など、幼児、児童生徒一人ひとり特性や願いを生かす教育を展開しております。これらの教育においては互いの目を見て笑顔で対話することからはじまり、ICT機器の有効活用とともに豊かな人間関係の中で学び合うことが大変重要であると考えております。

こうした学びを、今後、「心豊かな学び」と呼称し、「笑顔で対話、心豊かに学び合う羽島の教育」をスローガンとし、将来を担う人づくりに繋がる教育を展開していく所存です。

「笑顔で対話、心豊かに学び合う 羽島」をスローガンに、「羽島市の学校を変えていくぞ」、「羽島市の学校は変わっていくぞ」という雰囲気や、教育長自らが積極的に創り出されること期待しています。

1 教育政策について (2)部活動の交通費負担のあり方について (教育長)

次に、1つ目の標題の2番目の項目である、部活動の交通費負担のあり方についての質問に移ります。今回取り上げるのは、土曜日や日曜日に、部活動の大会で生徒を引率した場合の、教員の交通費を誰が負担すべきか、ということです。

羽島市の職員は、基本的に公用車を使用するために、交通費を自分で支払うという事は無いと思います。JRを使う場合などには交通費の実費が支給されると思います。しかし、羽島市内の中学校では、教員が土曜日や日曜日に部活動の大会に出掛けたときには、公用車はないため、教員自身が自分の車を運転し、自腹を切って交通費を負担しているようです。同じ羽島市の職員でありながら、片や実費支給、片や自腹と、対応は大きく異なります。

なぜこうなっているかというと、部活動は学習指導要領で定められた教育課程の実施、いわゆる学校の授業という位置付けではないためです。学習指導要領の

留意事項に、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であり、学校教育の一環として教育課程との関連を図る、と説明されているだけです。このような、生徒の自主的、自発的な活動という説明を根拠に、県教委は部活動の大会への生徒引率を、教員がやらなければならない業務、いわゆる公務出張とは認めず、県教委が引率の交通費を負担することはありません。

しかし現実的には、部活動の大会で生徒を引率する場合には、公用車を使えないのであれば、当然のことながら自分の車で出掛けなければならず、ガソリン代、高速料金、車の消耗相当分の経費が必要です。公共交通機関で行けば電車代や現地交通費としてのバス料金、タクシー料金が必要です。飛騨や東濃で大会が開催されれば相当な金額になります。

これらの交通費は誰が負担すべきなのでしょう。常識的には、大会への生徒引率を依頼した者、あるいはその大会の主催者だと思えるのですが、どうでしょうか。しかし、大会の主催者が参加者の交通費を負担する場合はほとんどありません。となれば、残るのは大会への生徒引率を依頼した者ということになります。県教委は、部活動は学校の正規の授業ではなく、主体的、自発的な活動なので、教員に部活動の生徒引率を依頼などしていないという立場です。大会に参加する部員の保護者が大会への生徒引率を依頼していると考えられることも可能ですが、保護者に教員の交通費を負担していただくことも、無理がありそうです。

結果、私の知る限りでは、羽島市の小中学校では、部活動の大会へ生徒を引率した場合の教員の交通費は、教員自身が自腹を切って負担しているようです。こんなことはおかしいと思うのは私だけではないと思います。

そこで質問です。

学校運営について責任を持っており、先生の服務監督権者でもある羽島市教育委員会は、この部活動大会への生徒引率に掛かる交通費の負担の現状についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

教育長答弁

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動につきましては、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多くの生徒が活躍できる場がありますので、大変意義のあるものにとらえております。

休日の部活動大会への生徒引率にかかる交通費につきましては、引率業務を公務として認めることができないため、岐阜県の旅費規程に則り、直接、教員に支給することができません。

旅費を支給することはできない、しないということの法的根拠を議論したいところですが、教育行政的な法律論を議論しても、建前だけの話になってしまいますので避けたいと思います。そうではなく、このような現状を改善する、具体的な方法について議論をしたいと思います。

一つの例として、岐阜県立の多くの高校の仕組みがあります。

ほとんどの県立高校では、全校の保護者から組織される部活動後援会などが、集めた会費から大会や練習試合などへ生徒を引率するための教員の交通費を支給する 경우가ほとんどです。いわゆる共助による受益者負担という仕組みです。しかし、この仕組みが良いかどうかは議論のあるところかもしれません。

もう一つの例は、県大会等を勝ち抜いて全国大会や東海大会へ出場する場合の交通費等の負担の仕組みです。全国大会や東海大会への交通費や宿泊料などの参加経費相当額を、補助金の形で県教委から高体連へ支出し、その中から高体連が各学校の部活動後援会などへ支出し、最終的に各学校の部活動後援会などが、大会への生徒引率の経費を教員へ支給するという仕組みです。

この仕組みは、多くの市町村でも取り入れられているようです。この仕組みを、東海大会や全国大会だけでなく、県内の部活動の大会などにも適用するという方法があります。東海大会や全国大会で可能ならば、県内大会でも同じような対応ができると思うのですが如何でしょうか。予算が伴う話なので課題もあると思われませんが、現実的な対応方法とも思われます。

いずれにしても、教員が土曜日、日曜日に、部活動の大会へ生徒を引率する場合の交通費を、教員自身が自腹を切って払っている状態はどう考えても不自然です。早急に対応すべき課題だと思います。部活動の大会への生徒引率以外にも、部活動以外の弁論大会やコンテスト、伝統文化などの発表会への生徒引率もあります。どんな場合でも、労働者である教員に業務上の必要経費を負担させるのはおかしいと思います。

そこで質問です。

東海大会や全国大会と同様の仕組みで、部活動の大会等へ参加する生徒を引率する交通費などの必要経費を負担し、教員に自腹を切らせない体制へ改善することについてどのようにお考えでしょうか。

この点について、教育委員会の所見をお尋ねします。

教育長答弁

中学校体育連盟が主催する東海大会や全国大会につきましては、羽島市中学校体育連盟事業補助金要綱に基づき、生徒や教員の交通費や宿泊料について一部補助をしております。県大会につきましては、多くの大会が岐阜圏域など近隣で開催されるため補助の対象としてはおりません。

教育課程外あるいは公務外であるとしても、教員が業務上の必要経費としてかかる旅費等につきましては、改めて現状や市としての対応について精査をするとともに、今後、県教育委員会においても検討することを働きかけていきたいと思っております。

御答弁ありがとうございます。

課題が多いことは十分承知していますが、羽島市が先頭を切って改善すれば、県内の教育関係者の間で大きな評判となり、優秀な教員が羽島市で勤務したいと

思うようになるかもしれません。
よろしくお願いします。

2 市役所旧本庁舎の安全性について (1)旧本庁舎の塔について (総務部長)

続いて、2つ目の標題の市役所旧本庁舎の安全性についてお尋ねします。

市役所旧庁舎の今後のあり方については、学識経験者や市民などで構成される「羽島市旧庁舎あり方検討委員会」で審議されているところです。検討委員会の答申が出るまでは、忌憚のない意見交換ができるよう静謐な審議環境を確保することが大切であると思います。とはいうものの、審議の前提となる、旧庁舎の安全性については確認しておかなければなりません。

旧本庁舎の耐震性能を示すI s値は、平成28年度調査で0.245と聞いています。この値は、震度6～7程度の規模の地震の場合、倒壊、又は崩壊する危険性が高いとされる0.3未満に相当しています。さらに「羽島市旧庁舎あり方検討委員会」で配付された資料によると、この平成28年度に実施された本庁舎耐震診断結果は、本庁舎の東西方向のI s値は、1階が0.400、2階が0.315、3階が0.348となっています。これらは、震度6～7程度の規模の地震の場合に倒壊、又は崩落する危険性がある0.3以上0.6未満に相当します。この倒壊や崩落の危険性の評価は0.3を境として分かれるので、実際には、旧本庁舎は、倒壊や崩壊の危険性が高いと、危険性がある、の境に位置しているようです。

いま、東西方向と1階から3階に注目してI s値を御紹介したのはなぜかというと、旧本庁舎本体ではなく、スロープ東側に附属している望楼、つまりは高くそびえ立つ塔の危険性を心配しているからです。

そこで質問です。

望楼の高さと、望楼の耐震性能を示すI s値、特に東西方向に関するI s値、及び震度6～7程度の地震における望楼の倒壊危険性についてご説明ください。

総務部長答弁

私からは、旧本庁舎の望楼に関するご質問にお答えいたします。

旧本庁舎東側にあります、望楼の高さは約30メートルです。

望楼は、四角の筒上の形状で、壁式構造、即ち壁自体で支えあっている構造となっております。望楼の3階以下は、庁舎本体建物と一体となっておりますが、4階以上は自立構造となっており、すべての階層において、IS値は基準値を下回っております。

また、望楼は、物見の役割のため外面に壁が無いガラス張りの最上階部分と開口部分が多い4階におけるIS値が、特に低いものとなっております。その数値は、東西方向に関するIS値において、ガラス張りの最上階で、最も数値の小さい0.23、4階部分が0.26との診断結果が出ています。

この数値は、IS値0.3未満に該当し、一般的には、震度6から7程度の地震において、倒壊及び崩壊の危険性が極めて高いものとされております。

こうした理由から、約30年以上前から望楼の使用を禁止し、立ち入り禁止としております。

御答弁をお聞きすると、旧本庁舎の望楼、スロープの東側に高くそびえ立つ塔ですが、震度6～7程度の規模の地震で東西方向へ倒壊または崩落する危険性が、極めて高いということでした。

では、望楼から東側道路までの距離はどのくらいでしょうか、隣接する竹鼻中学校までの距離はどのくらいでしょうか。もし30mの高さの望楼が倒壊すると、東側道路や竹鼻中学校に、望楼の一部やコンクリート片が落下する可能性はあるのでしょうか。お尋ねします。

総務部長答弁

望楼を始点として、旧本庁舎敷地と東側道路の西側との境目までの距離が約10メートル、また、東側道路西側の境目から竹鼻中学校までの距離が約17.5メートルとなっております。

大規模な地震により、望楼が倒壊又は崩壊した場合や望楼の一部やコンクリート片が落下した場合において、東側道路又は竹鼻中学校まで到達する危険は避けられないものと考えます。

今の御答弁では、竹鼻中学校で学ぶ中学生や東側道路を通行する市民に、危険が避けられない、つまりは危険が及ぶということでした。

行政の責務の一丁目一番地は市民の命と安全を守ることです。しかし、現状は、旧本庁舎の望楼の安全性が保たれていないため、竹鼻中学校の生徒や道路を通行する市民の命と安全を守ることができていない状況だということになります。このことは、大変大きな課題であり、中学生や市民の命と安全を守るための早急な対応が必要だと思われます。

少なくとも、旧本庁舎の望楼の危険性について、現状のままでは中学生や市民の命と安全が危険にさらされ続けることを、「羽島市旧庁舎あり方検討委員会」の委員の皆様、早急かつ丁寧に説明し、そのことを踏まえて今後の審議に臨んでいただく必要があると思います。

旧本庁舎附属の望楼の危険性を委員の皆様へ説明することの必要性についてどのようにお考えですか。お尋ねします。

総務部長答弁

旧庁舎あり方検討委員会においては、旧本庁舎の物理的な視点からの議論をした際、また、先般の第3回委員会において、利用目的についてご議論いただいた際にも、望楼の危険性について、説明させていただいております。

この望楼の関係につきましては、今後、委員会における議論の進捗や、必要に応じ、改めて情報提供や説明を行ってまいりたいと考えております。

ところで、今から3年半ほど前に、最大震度6弱の地震で、大阪府高槻市の小学校のブロック塀が倒壊し、偶然に、不幸にも、地震が発生したその瞬間にブロック塀横を通過して登校していた小学校4年生が、倒壊したブロック塀の下敷きになって亡くなるという不幸な事件が起きました。

今回の一般質問では、地震により倒壊した大阪の小学校のブロック塀と同じように、市役所旧本庁舎望楼も地震で倒壊する危険性が高いこと、そして、そこを通学中の生徒が下敷きになって亡くなるというような事件が、竹鼻中学校でも起きる危険性があることが判明しました。市には、生徒が下敷きになって亡くなるような事件が決して起きることがないように、地震による望楼の倒壊可能性と倒壊時の周囲への危険性について、竹鼻中学校へ正確な情報を早急に提供すべき責任があります。

新庁舎4階から望楼を見ると、最上階に相当する部分の窓の上部に、コンクリートが剥がれ鉄筋がむき出しになっている部分が見えます。しかも、その部分のI_s値は0.23で、旧本庁舎の中でも最悪の値ということです。であれば、剥がれるほどのコンクリートの劣化や鉄筋のサビと、地震の揺れの相乗効果で、あの窓枠から上の部分が、竹鼻中学校の方へちぎれて飛んで行ってしまわないかと、恐怖さえ感じます。

行政の一丁目一番地である、市民の命と安全を守る責務を果たすために、特に、生徒の命を奪ってしまうようなことが決して起きないように、行政の責任において迅速な対応をお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。